

## 大分大学福祉健康科学部年俸制適用教員の業績評価実施に関する細則

平成28年3月19日制定

平成28年福祉健康科学部細則第13号

### (趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学年俸制適用教員業績評価細則（平成27年細則第7号。以下「評価細則」という。）に定めるもののほか、大分大学福祉健康科学部（以下「本学部」という。）における年俸制適用教員の業績評価に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この細則において「被評価者」とは、本学部における年俸制適用教員をいう。

2 この細則において「評価者」とは、被評価者を評価する者をいう。

3 この細則において「調整者」とは、評価者が行った評価を調整する者をいう。

### (年俸制教員業績評価委員会)

第3条 学部長は、本学部における被評価者の業績評価の実施状況を確認するため、年俸制教員業績評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 評価者及び調整者は、必要に応じ、委員会に意見聴取を行うことができる。

3 委員会の委員は、教授会の議を経て学部長が指名する。

4 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### (被評価者、評価者及び調整者)

第4条 被評価者、評価者及び調整者は、別表第1のとおりとする。

2 学部長は、被評価者の業績評価に当たり、あらかじめ1人の被評価者に対し、1人の評価者を指名するものとする。

3 評価者は、副学部長及び学部長の評価に当たり、第3条第2項に規定する意見聴取を行わなければならない。

### (評価実施期間等)

第5条 被評価者は5月末まで（年度途中で採用された被評価者にあつては採用後2か月以内）に、評価細則第5条第4項に規定する業績評価調書（以下「業績評価調書」という。）を作成するものとする。ただし、被評価者が、評価細則第4条第1項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

2 評価者は、確定させた業績評価調書により、被評価者の業績評価について調整者に報告するものとする。

3 被評価者は、3月末までに、業績評価調書に自己評価に係る内容を記載の上、評価者へ提出するものとする。

4 評価者は、4月末までに被評価者と面談の上、評価結果を記入し、調整者に報告するものとする。

(評価項目)

第6条 被評価者は、別表第2に規定する評価項目及び評価項目の詳細を参考として、各項目を設定する。

- 2 評価項目は、教育、研究及び社会貢献を含め3項目以上を設定しなければならない。
- 3 評価項目の詳細は、別表第2の評価項目の詳細の欄に規定するもののうち、少なくとも2以上を設定しなければならない。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、被評価者の業績評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年福祉健康科学部細則第5号)

この細則は、平成28年11月9日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

被評価者	評価者	調整者	備考
助教, 講師, 准教授	教授	学部長	
教授	副学部長	学部長	
副学部長	学部長	学部長	委員会への意見聴取必須
学部長	学部長	—	委員会への意見聴取必須

別表第2（第6条関係）

評価項目	評価項目の詳細
教育	入学受験者の確保に関する貢献，入試に関する貢献，教育方法等の改善，授業への貢献，学生指導，卒業生の進路に関する指導等
研究	論文の発表，科学研究費の獲得，その他の外部資金の獲得等
社会貢献	国・地方公共団体における審議会等の委員就任，学会の運営に関する活動，公開講座等の講師担当，その他の地域活動，国際活動，相談援助活動等
管理運営	全学及び部局委員会の担当，その他の管理運営業務等
診療	外来・入院患者への診療，病院管理業務への貢献（病棟管理業務），治験への貢献（運営，データ処理等含む。），先進医療への貢献，臨床研究への貢献等